

## 国際トレンド



# 第23回日韓定期協議報告



## 1 はじめに

日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）及び韓国公認会計士協会（以下「KICPA」という。）は、2016年5月12日に韓国において第23回日韓定期協議を開催した。日韓定期協議は、毎年1回、交互に両国の一方を訪問し開催している。

本年は、KICPAから、Sung-won Kang会長、Moon-won Choi副会長、Yeong-kyun Ahn 副会長、Young-jin Park 副会長、Soo-hwan Park副会長、In-ki Joo教授及びKICPA国際関係チーム関係者が出席した。JICPAからは、森 公高会長、関根愛子副会

長、海野 正専務理事、染葉真史常務理事及び筆者らが出席し、両国の情報交換及び意見交換を行った。

開催に当たり、まず、KICPAのKang会長より、2015年10月にソウルで開催されたアジア・太平洋会計士連盟（CAPA）ソウル大会へ日本から多数の会員が参加し、活発な意見交換の場となったことへの感謝が述べられ、東アジアに位置する両国の会計士協会が相互理解を深め、国際舞台において協力して活動していくこと、また、アジアからの声を積極的に発信していくことの重要性に鑑み、このような意見交換の場が継続していくことは非常に意義深いとの挨拶があった。

続いて森会長より、会長任期期間中には、日韓定期協議のほか国際会計士連盟

(IFAC) 総会ソウル会議、KICPA60周年記念式典及びCAPAソウル大会の開催など、幾度もソウルを訪問し、KICPA関係者と意見交換の場が持てたことに対する感謝が述べられ、続いてJICPAの現在の状況として、日本を代表する会社及び日本で最大の監査法人が関係する会計不祥事が発生したことを受け、資本市場の信頼性の担保に向けた様々な取組みが進められていることなどが説明された。また、グローバルな環境に目を向けると、監査の厳格化や開示制度における改革が議論され、さらに、IT技術による経済社会の大改革が進む中で、公認会計士やその業務にも抜本的な改革が迫られていること、これらの変革期に直面する中で共通の課題について意見交換を実施し対応を議論していくことは、グローバルな舞台における検討にも役立つことが期待されるため、今回の定期協議がこのような発展へ向けた貴重な意見交換の機会となることを希望している旨の挨拶があった。

以下に韓国側の動向を中心として会議の概要を報告する。

## 2 定期協議議題の主な概要

### (1) 制度改革等の動向

#### ① 監査報告の強化

監査報告書に監査上の主要な事項(KAM: Key Audit Matter)を記載することなどを盛り込んだ国際監査基準(ISA)701『Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report』が国際監査・保証基準審議会(IAASB)で策定されたことを受け、韓国においても、特に制度的・法律的課題の整理及び施行時期に関する検討を進め、国内への全面的導入及び施行に向けた取組みを進めている

とのことであった。導入に当たっては、各国の動きや国内でどのような対応が必要かについての調査研究を進めるとともに、新しい監査報告の枠組みに対する理解を促進するためのシンポジウムの開催なども検討しているとのことである。

なお、特に造船業や建設業などの受注産業において会計不正が発覚したことなどを踏まえ、工事進行基準を適用して収益を認識しているこれらの産業分野に位置する企業の財務諸表の監査に対しては、先行してKAMの導入が進められており、また、監査報告書に監査の手続とその結果を記載することとなっているとのことであった。

#### ② 株式会社の外部監査に関する法律(外監法)の改正

##### <規制強化の動き>

韓国では、外監法の改正案の1つとして、監査法人において監査の失敗事例が発生した場合に、当該事案に関与した会計士に対する処分のほか、当該監査法人の理事長に対しても処分措置を取ることが可能にする規定を新設するための法律改正が議論されているとのことであるが、本改正については議論が中止され

ることが予想されるとのことであった。

また、2006年に施行され、その後3年実施されたのち2009年に廃止となった監査事務所の強制ローテーション制度について、一部の国会議員から再導入に向けた発議があったが、国会での追加議論がなされなかったことから、法律改正案は廃案となることが予想されるとのことであった。なお、監査事務所の強制ローテーションについてKICPAは反対の姿勢を取っているとのことである。

##### <外部監査の対象の拡大>

韓国では、外監法によって、①直前の事業年度末の資産総額が120億ウォン以上である株式会社、②株券上場法人、③次の事業年度中に株券上場法人になろうとする株式会社<sup>1</sup>を対象に公認会計士による会計監査が義務付けられているが、これを一定規模以上の非上場有限会社にも義務付けることが検討されており、外監法の全面改正案の立法に向けた手続が進行中とのことである。さらに、従来からの外部監査義務付け要件に、資産総額のほか「売上高」の基準(具体的基準は外監法施行令に規定予定)も追加されることが検討されており、併せて改



正案に盛り込まれる予定とのことである。

### ③ 外部監査の義務付け対象の拡大

外部監査の義務付けの動きは、その他の分野にも拡大しており、特に住宅法の改正により、2015年1月1日以降、300世帯以上が入居する大規模な共同住宅の管理組合に対する外部監査が義務付けられたことにより、新たに約9,000の組合等が外部監査の対象となったとのことである。これを受け、KICPAでは、「共同住宅の会計・監査運営委員会」を設置し、共同住宅の管理組合に関する会計監査基準の改正及び監査報告書の文例の提示を行うとともに、監査品質の向上に向けたモニタリング及び懲戒処分等の強化にも取り組んでいるとのことであった。

2015年の統計では、外部監査の対象となる組合等の約99%が監査を受けており、その約20%に当たる1,600組合については限定付適正意見、不適正意見、意見不表明のいずれかであったとのことである。外部監査が導入された結果、会計管理の問題点や管理費不正、又は内部統制の不備等に関する指摘事項が報告されたことから、関係各機関(国土部、各地方自治体、警察庁)とも連携し、共同住宅の管理システムを改善し、透明性の

向上に向けて取組みを進めていくとのことである。また、新たな監査制度の円滑な導入のために、監査期間を10か月と長めにしたことが紹介された。

共同住宅の管理組合に対する外部監査の義務化のほか、信用協同組合法や水産業協同組合法の改正による一定規模以上の信用協同組合(607組合)・水産業協同組合(92組合)に対する監査及び割賦取引に関する法律の改正による全ての互助会(約220)に対する監査の義務化が導入され、外部監査の義務付けの動きが進んでいるとのことであった。

### ④ 公認会計士法の改正

公認会計士法の改正案として、当初韓国では、非監査業務の提供を全面的に制限することが提案され、非監査業務の提供が制限される会社の範囲が、事実上被監査会社が影響力を行使し得る全ての会社に拡大し、さらに監査・証明業務及び税務調整業務以外の全ての業務を制限することが提案されていた。これに対してKICPAは、米国SECの規制等を参照して、制限される業務の拡大を検討する一方で、拡大する場合には段階的に行い、市場への混乱を最低限に抑えなければならないと主張し、十分な検討

が必要であると国会や金融委員会に働きかけを行ったとのことである。

国会等での審議の結果、非監査業務の提供を制限する会社の範囲は、現在の規定どおり当該被監査会社に限定されることとなり、さらに、提供が禁止される業務に、新たに①人事及び組織に関する支援、②保険計理業務及び③民事・刑事上の訴訟に関する諮問が追加されるに止まったとのことである。新たに禁止されることとなった3つの業務については、公認会計士が広く従事している分野ではないため、公認会計士に対する影響は限定的であるとのことであった。

## (2) 公認会計士に対する社会的認識の向上

### ① 公認会計士数及び業務分野

韓国の公認会計士の数及び各会計士の業務区分に関する統計は、表1のとおりである。10年前から合格者数を最少850名と定めているため、例年、850名余りの合格者が新たに加わるが、外部監査の拡大等の状況を踏まえ、850名が妥当かどうか検証を進めているとのことである。ただし、上述の共同住宅の管理組合に対する外部監査の拡大分は、主として中小規模事務所が受託しており、それ以前も中小規模事務所には比較的余裕があったため、公認会計士の需給問題が喫緊の課題になっているということはないとのことであった。

また韓国では、組織内会計士(PAIB: Professional Accountants in Business)の比率が高いが、これについては、公認会計士の能力に対する評価が高いことから、公認会計士を採用したいとの意欲が企業側に強く、また、2012年以降は国際財務報告基準(IFRS)の導入により、企業での公認会計士採用が増えたことなどが起因しているとのことであった。PAIBの増加に伴い、ネットワーク化

<表 1: 韓国の公認会計士数(2016年4月1日現在)>

区 分		会員数	合 計
開 業 (Practice)	会計法人	9,805	11,888
	監査班	1,360	
	一般開業(個人)	723	
組織内 (PAIB)	一般企業	2,965	4,158
	政府及び公共部門	827	
	法曹界	200	
	学 界	166	
業務休業(cessation)			2,431
合 計			18,477

や研修の実施など、今後、支援を拡大していくとのことである。

## ② 会計教育の実施

KICPAでは、会計に関する教育の充実も進めているとのことであり、監査の果たす役割や監査人の責務について広く社会における理解が促進されるよう、メディア関係者を対象とした「記者アカデミー」を開設しているとのことである。この記者アカデミーにおいて、会計・監査や監査人の果たす役割について広く講義を行い、各記者が正しい知識を形成することで、正しい見識に基づいた正確な報道がなされるよう取り組んでいるとのことである。また、企業法務に関わる弁護士が正しい会計知識を形成できるよう、ソウル地方弁護士会と共同で同弁護士会内に「会計研修院」を設置し、法律専門家が企業に係る業務を行う上で欠かせない会計の最新動向等についての講義を実施しているとのことである。この研修院は、現在、ソウル地方弁護士会内のみに設置されているが、評判も良いことから、今後、他の地域や組織にも拡大する予定とのことである。

さらに、KICPAにおいても、小中高生を対象に資本市場に対する知識を向上させ、会計及び会計士に対する認識を高めてもらうことを目的に会計及び金融教

育教室の運営が継続されているとのことであった。

このほかに、税務や会計などについてKICPAの会員が一般からの質問に直接答えるラジオ放送企画を進め、会計士と会計サービスについての認識を向上させる取組みを実施するとともに、税務の専門家としての会計士への認識を向上させるため、税務署近くのバス停に広告を出すなどの企画も実施しているとのことであった。

## 3 おわりに

今後も、相互の信頼を土台に、実際の事例の情報を交換することによって、互いに学び合い、さらに緊密に協力し、協同していくことが約され、閉会となった。

(事務局 大嶋 隆、渡場友絵)

### <注>

- 1 外監法施行令の改正(2009年12月)により、直前の事業年度末の資産総額が70億ウォン以上で負債総額が70億ウォン以上の株式会社と、直前の事業年度末の資産総額が70億ウォン以上で従業員数が300人以上の株式会社が会計監査の対象として追加されている。